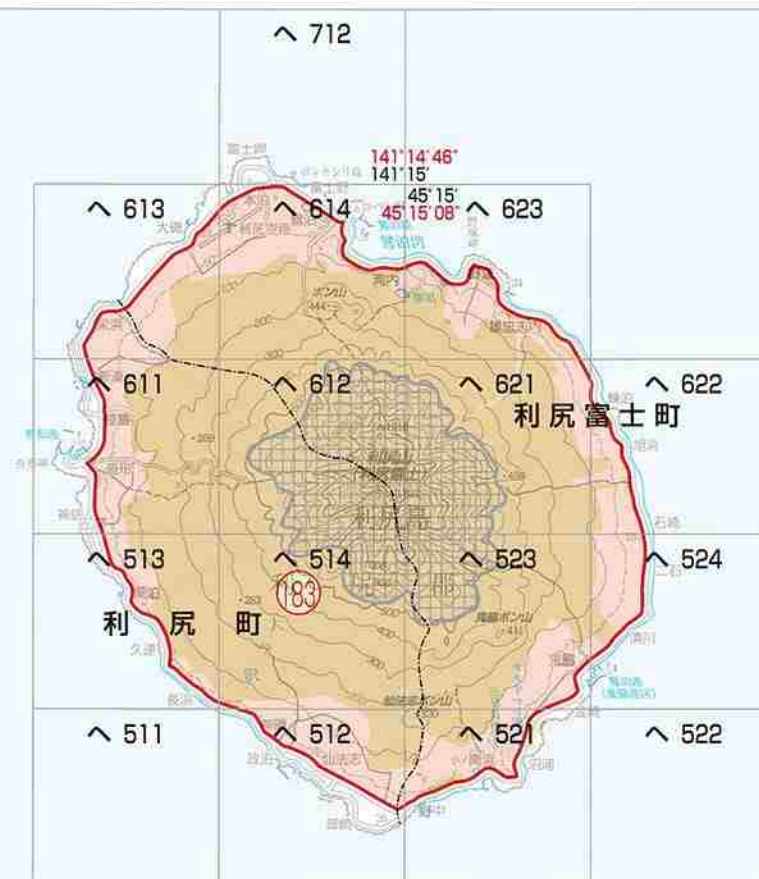
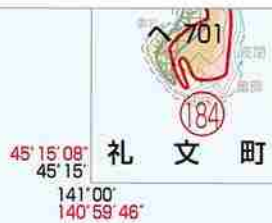


### エゾシカ狩猟の注意事項

1. 矢先の安全を確認する。  
平坦地でのライフル銃の使用は、必ず安土に向かって撃つこと。
2. 脱包を励行する。  
転倒などの事故を防止すること。
3. 捕獲制限内容を確認すること。  
区域によって狩猟期間が異なるので、確認して出猟すること。
4. 入林手続きを必ず受ける。  
作業や調査をしている場所もあるので、管理者の指示に従うこと。

上記の注意事項を守り、事故や違反のない狩猟をしましょう。

注) 鳥獣の捕獲を禁止している場所を熟読すること。



赤文字の経緯度は世界測地系による。

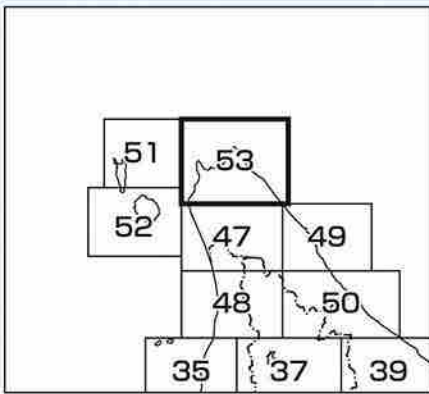


「エゾシカの残滓処理は狩猟者の義務です」



# 「狩猟事故の防止」

1 : 200,000 (1km=5mm)



## エゾシカ狩猟の注意事項

1. 矢先の安全を確認する。  
平坦地でのライフル銃の使用は、必ず安土に向かって撃つこと。
  2. 脱包を励行する。  
転倒などの事故を防止すること。
  3. 捕獲制限内容を確認すること。  
区域によって狩猟期間が異なるので、確認して出猟すること。
  4. 入林手続きを必ず受ける。  
作業や調査をしている場所もあるので、管理者の指示に従うこと。
- 上記の注意事項を守り、事故や違反のない狩猟をしましょう。

注) 鳥獣の捕獲を禁止している場所を熟読すること。

## 凡 例

	鳥獣保護区	<input type="checkbox"/> は国指定 <input type="checkbox"/> は道指定
	特定猟具使用禁止区域(銃)	
	指定猟法禁止区域	
	猟区 (西興部村・占冠村)	狩猟期間 9月15日～4月15日
		狩猟期間：A 10月1日～3月31日
	オスジカ・メスジカ 可猟区域	狩猟期間：B 10月1日～1月31日
		狩猟期間：C 10月19日～3月31日
	1人1日捕獲数 メスジカ：制限なし	狩猟期間：D 10月19日～2月29日
	オスジカ(銃猟以外)： 制限なし	狩猟期間：E 10月19日～1月31日
	オスジカ(銃猟)	狩猟期間：F 10月19日～1月5日 1月18日～1月31日 2月15日～2月29日
	10月1日～11月30日： 制限なし 12月以降：1頭	
	国 有 林	
	道 有 林	
	原生自然環境保全地域及び 国立・国定公園特別保護地区	
	国立・国定公園、道立自然公園の 車馬等乗り入れ規制地域	

シカの可猟区域内であっても、鳥獣保護区・原生自然環境保全地域及び国立・国定公園特別保護地区では、動物の捕獲はできません。



赤文字の経緯度は世界測地系による。

141°45' 141°44' 46'

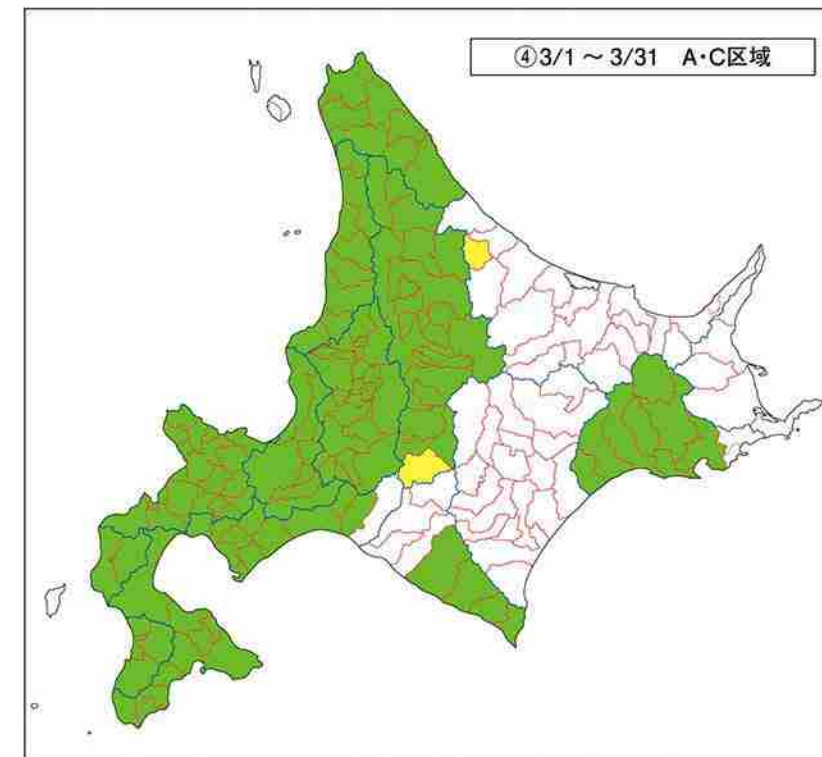
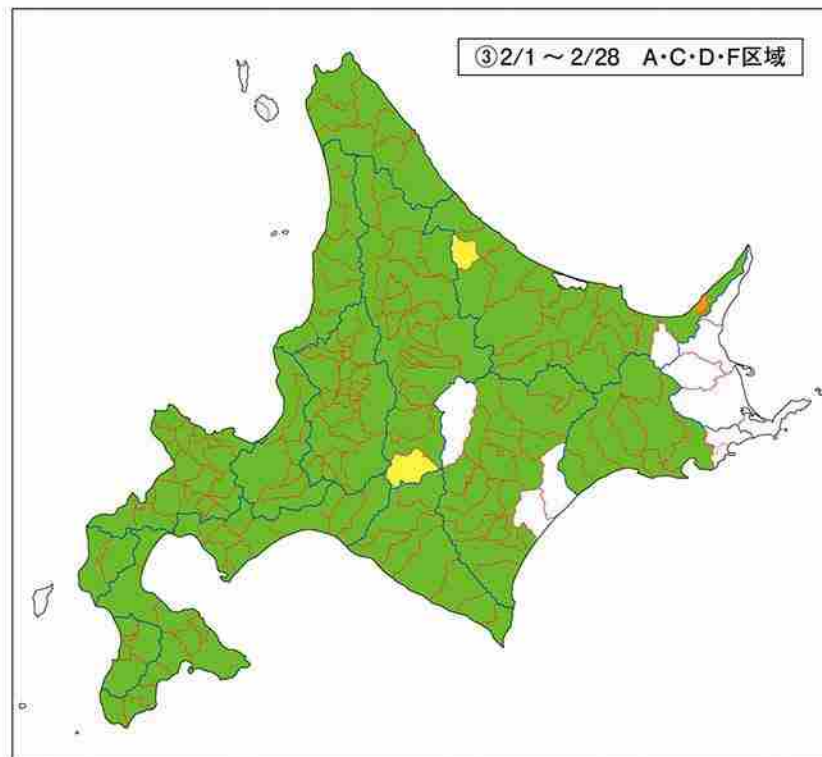
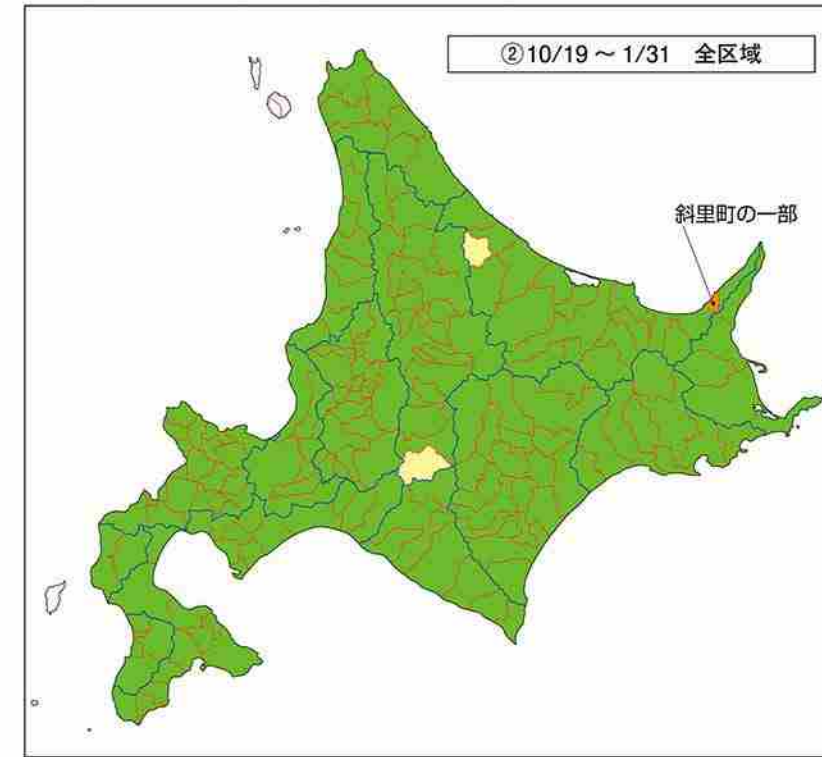
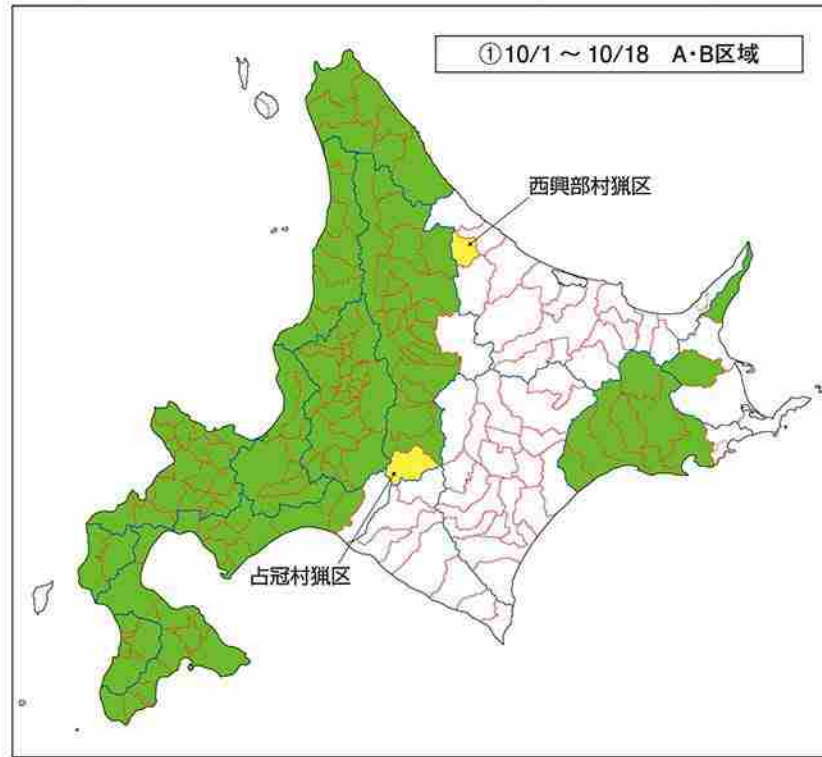
47

142°15' 142°14' 46'

49



# 令和元年度(2019年度)エゾシカ可猟区域等設定期間(時系列)



※西興部村猟区及び占冠村猟区の可猟期間は、9月15日から4月15日まで  
 ※斜里町の一部については、10月19日から2月29日までの可猟期間中に2回の中断期間を設定。



# 令和元年度のエゾシカ狩猟について

## ●可猟期間の制限内容

次の区域ごとに、可猟期間が異なっているので注意すること。

可猟区域	可猟期間	振興局	市町村
A区域	10/1 ~ 3/31	空知	夕張市、岩見沢市、美幌市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
		石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
		後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
		胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町
		渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
		檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、今金町、せたな町
		上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
		留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町(離島を除く)、初山別村、遠別町、天塩町
		宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町
		釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
B区域	10/1~1/31	根室	中標津町、羅臼町
C区域	10/19 ~ 3/31	日高	新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
		上川	上川町
D区域	10/19 ~ 2/29	胆振	むかわ町
		日高	日高町、平取町、新冠町
		オホーツク	北見市、網走市、紋別市、大空町、美幌町、津別町、斜里町(一部を除く)、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町
		十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、陸別町
E区域	10/19 ~ 1/31	十勝	新得町、豊頃町、浦幌町
		釧路	浜中町
		根室	根室市、別海町、標津町
F区域	10/19~1/5 1/18~1/31 2/15~2/29	オホーツク	斜里町(一部)
猟区	9/15~4/15	オホーツク	西興部村(猟区)
		上川	占冠村(猟区)

※一人1日あたりの捕獲上限  
メスシカ:制限なし オスシカ:制限なし(ただし、12月以降の銃猟については、1頭)

※「鳥獣保護区」や「エゾシカ捕獲禁止区域」などの規制地域がありますので、「鳥獣保護区等位置図及び別冊編」を十分確認してください。

## エゾシカ可猟区域図

・エゾシカ以外の狩猟期間は、10月1日~1月31日までです。

